平成２３年（フ）第１５５６号
大阪市都島区高倉町１丁目10番12―402号
債務者　上田　恵三
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５６４号
大阪府茨木市南安威２丁目２番15号
債務者　丹羽久美子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５８８号
大阪市鶴見区中茶屋１丁目４番１―403号
債務者　岩﨑　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６１８号
大阪市西成区潮路２丁目15番21号　シティハイツ幸205号
債務者　酒井　正己
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６８７号
大阪市西成区天下茶屋２丁目８番20号
債務者　富田　純子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２７号
大阪市鶴見区鶴見２丁目16番４―306号
債務者　中野　広幸
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２８０号
大阪市浪速区元町１丁目７番15号　宇治沢ビル402
債務者　肱岡　利行
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３０３号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目28番８号
債務者　井上　勝弘
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２５号
大阪府高槻市別所中の町２番３号
債務者　川端　紀子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３６９号
大阪市住之江区粉浜３丁目２番12号
債務者　有吉　智之
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３８２号
大阪市東淀川区南江口２丁目１番６―403号
債務者　樫原チエ子（旧姓濱崎）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４１３号
大阪市西成区花園南２丁目１番４号　スペースライフ天下茶屋307
債務者　末永　敏浩
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４０号
大阪府枚方市渚西１丁目41番４―401号
債務者　小場　武志
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６８号
大阪市平野区喜連東５丁目２番２―107号
債務者　西川　りか
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４６９号
大阪市城東区今福東３丁目３番12―405号
債務者　北田　久美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８０号
大阪市東淀川区淡路３丁目17番31号青葉荘102号室
債務者　井上　福好
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５２４号
大阪府守口市菊水通３丁目８番７―203号
債務者　河内　陽平
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５９５号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番７号　102号
債務者　爲房　　久
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部